

「農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービス調達」に係る  
一般競争入札

入札説明資料

令和2年3月6日

独立行政法人農林漁業信用基金

# 目 次

## I 入札説明書

## II 入札心得

## III 農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービス調達仕様書

## IV 申請書様式

### 様式1 秘密保持に関する確認書

#### 2 情報セキュリティ遵守事項について

#### 3 競争参加資格確認申請書

#### 4 委任状

#### 5 入札書

#### 6 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

## I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和2年3月6日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称：農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービス調達
- (2) 業務内容等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (4) 納入場所：東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階  
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室  
農業業務推進課

### 2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 公告日において令和1・2・3年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明資料に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

### 3 入札者の義務

入札者は、入札説明資料、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

### 4 参加資格審査手続

- (1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

- ② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状（代理人を選出する場合。様式2）

(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒（競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。）

- ③ 提出部数

1部とする。

- ④ 提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

- ⑤ 提出期限

令和2年3月10日（火）17時00分

- ⑥ 受付時間

土日祝祭日を除く平日10時から17時（12時から13時を除く）とする。

- ⑦ 提出先

14の担当部署。

- ⑧ 提出された申請書類の取扱いについて

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

- (2) 競争参加資格審査結果の通知

- ① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

- ② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和2年3月11日（水）までに発送する。

5 入札説明資料等に対する質問

(1) 質問の方法

入札説明資料等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

(2) 電子メールアドレス

Eメール：system@jaffic.go.jp

(3) 質問の受付期限

令和2年3月10日（火）15時00分

(4) 質問に対する回答は、原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

(5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和2年3月13日（金）11時00分

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

(2) 場所

独立行政法人農林漁業信用基金 第二会議室

(3) 提出書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

① 入札書（様式3）及び内訳書各1部

② 競争参加資格認定通知書1部

③ 委任状（代理人を選出する場合。様式2） 1部

(4) 提出方法

持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

## 7 入札書の作成方法等

- (1) 入札金額は「Ⅲ 農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービス調達仕様書」3.(3)の3を満たす数量についての1年間の利用料及び導入時に要する費用がある場合、当該費用の総額とする。導入時に要する費用がある場合は、入札書に内訳書を添付すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- (3) 入札書を内訳書と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名(法人の場合は商号又は名称)、宛先を記載するとともに「農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービスの一般競争入札に係る入札書在中」と記載すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。
- (5) 入札手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金  
全額免除する。

## 8 入札の無効

入札心得第10条の規定に該当する入札は無効とする。

## 9 開札の日時及び場所

令和2年3月13日(金) 入札終了後

独立行政法人農林漁業信用基金 第二会議室

## 10 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明資料で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 11 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ その他必要な事項

## 12 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
  - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
  - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
  - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書には次に掲げる事項を記載する。
  - ア 件名又は品名
  - イ 契約年月日
  - ウ 数量単位及び単価
  - エ 契約金額及び支払条件
  - オ 履行期限又は期間
  - カ 受渡場所
  - キ 契約保証金
  - ク 履行の監督又は検査
  - ケ 履行遅延その他債務不履行の場合における延滞金、違約金その他の損害金
  - コ 契約の解除
  - サ 危険負担
  - シ 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
  - ス かし担保責任
  - セ 債権譲渡及び履行委任
  - ソ 紛争の解決方法
  - タ その他必要事項

### 13 その他

(1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

(2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者で、入札に参加され

なかった事業者又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てて行きたいと考えている。

については、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へのご協力願いたい。

なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いである。

様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードいただきたい。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

### 14 担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金

農業調整室 農業業務推進課（担当：菅野、萩原）

電話 03-3294-4490

FAX 03-3294-3140



(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけでない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

## Ⅱ 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任

状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名押印を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。  
ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあつては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

(同価又は同総合評価得点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 最低価格落札方式にあつては、落札となるべき最低価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

# Ⅲ 農業信用保険業務の農業信用基金協会等との ファイル共有に係るクラウドストレージサービス

## 調達仕様書

令和2年3月  
独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

<b>1. 調達案件の概要に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 調達案件名 .....	1
(2) 調達の背景 .....	1
(3) 目的及び期待する効果.....	1
(4) 用語の定義 .....	1
(5) 業務・情報システムの概要.....	3
(6) 契約期間.....	3
(7) 運用開始時期.....	3
(8) 担当課室・連絡先 .....	3
<b>2. 当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項</b> .....	<b>4</b>
(1) 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期 .....	4
(2) 調達案件間の入札制限.....	4
<b>3. クラウドストレージサービスに求める要件</b> .....	<b>4</b>
(1) クラウドサービス環境に関する要件 .....	4
(2) クラウドサービスのセキュリティ管理機能に関する要件 .....	6
(3) クラウドサービスのエンドユーザ向け機能に関する要件 .....	7
(4) クラウドサービスの引継ぎに関する要件.....	7
<b>4. 作業の実施内容に関する事項</b> .....	<b>7</b>
(1) 作業の内容 .....	7
(2) 納品物 .....	7
<b>5. 作業の実施体制・方法に関する事項</b> .....	<b>9</b>
(1) 作業実施体制.....	9
(2) 管理体制.....	9
(3) 作業の管理に関する要領 .....	9
<b>6. 作業の実施に当たっての遵守事項</b> .....	<b>10</b>
(1) 機密保持、資料の取扱い .....	10
(2) 遵守する法令等.....	10
(3) 情報セキュリティ管理.....	10
<b>7. 成果物の取扱いに関する事項</b> .....	<b>11</b>
(1) 知的財産権の帰属 .....	11
<b>8. 入札参加資格に関する事項</b> .....	<b>12</b>
(1) 入札参加要件.....	12
(2) 入札制限.....	12
<b>9. 再委託に関する事項</b> .....	<b>12</b>
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 .....	12

(2) 承認手続.....	12
<b>10. その他特記事項.....</b>	<b>13</b>

○ 別紙一覧

別紙 クラウドストレージ利用概念図



## 1. 調達案件の概要に関する事項

### (1) 調達案件名

農業信用保険業務の農業信用基金協会等とのファイル共有に係るクラウドストレージサービス業務

### (2) 調達の背景

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の農業信用保険業務では、47都道府県の農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）及び基金の業務委託先（以下「基金協会等」と総称する。）との間での大容量ファイルの共有についてはメール添付等で実施されており非効率である。このため、クラウドストレージサービスを活用し、ファイル共有を効率化すること等が求められている。
- 2 国の行政情報システムについては、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月閣議決定）において、「クラウド・バイ・デフォルト原則」のもと、「クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要」とされており、基金と基金協会等との間のファイル共有についても、クラウドサービスの利用が必要となっている。

### (3) 目的及び期待する効果

- 1 クラウドストレージサービスの確実な稼働によって、業務処理時間の削減を実現し、外部組織との安全でスピーディーなファイル共有をすることを目的とする
- 2 クラウドストレージサービスを利用することにより情報セキュリティ水準の向上や運用・保守コストの削減等に資することを目的とする。

### (4) 用語の定義

表1 用語の定義

No.	用語	説明
1	農業信用保険業務 （「本業務」ともいう）	農業者に対する基金協会の債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受ける等の業務。
2	利用者	基金担当職員、基金協会担当職員、データ入力等を行う外部事業者。
3	クラウドストレージサービス （「本サービス」ともいう）	今回調達する農業信用保険業務のための SaaS であるクラウドサービス。
5	平日	行政機関の休日に関する法律第1条にて定められた行政機関の休日以外の日。

No.	用語	説明
6	基幹 LAN システム	各種事務処理の効率的、効果的な遂行を目的に基金内パソコン一人 1 台体制の整備、電子メール・電子掲示板等のグループウェアの構築による基金内外との迅速な情報連携等の基盤となるシステム。
7	SLCP-JCF2013	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系（2013 年版）のこと。
8	EVM	Earned Value Management の略。プロジェクトの進捗を定量的に計測し、管理するためのプロジェクト管理手法。コスト、スケジュール、品質等について、計画と実績の差異を測定し、今後の推移を予測することで、プロジェクト完了時のコストや完了までのスケジュールが推定できる。また、コスト超過やスケジュール遅延等を分析することで、プロジェクトの問題を把握する。
9	PMBOK	アメリカの非営利団体 PMI が策定したプロジェクトマネジメントの知識体系。プロジェクトマネジメントの遂行に必要な基本的な知識を汎用的な形で体系立てて整理したもの。
10	SLA	サービスレベル合意書（service level agreement）の略称。サービスを提供する側とその利用者間に結ばれるサービスのレベル（定義、範囲、内容、達成目標等）に関する合意書のこと。
11	クラウドサービス	事業者によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。この構成要素として、SaaS (Software as a Service)、PaaS (Platform as a Service)、IaaS (Infrastructure as a Service) が存在する。
12	クラウドサービス事業者	クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて政府機関の情報システムを開発・運用する事業者。
13	クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを提供する事業者。
14	クラウドサービスブローカ	クラウドサービスを販売する代理店。 ※本調達においては受注者に該当する。
15	エンドユーザ（「利用者」ともいう）	クラウドサービスの提供は行わず、クラウドサービスの利用のみを行う者。 ※本調達においては基金担当職員、基金協会担当職員、データ入力等を行う外部事業者等に該当する。

No.	用語	説明
16	IaaS (Infrastructure as a Service)	CPU, メモリ, ストレージ, ネットワーク等のハードウェア資産をサービスとして提供するクラウドサービス。
17	PaaS (Platform as a Service)	オペレーティングシステムや実行環境をサービスとして提供するクラウドサービス。
18	SaaS (Software as a Service)	アプリケーションやデータベースをサービスとして提供するクラウドサービス。
19	クラウド	クラウドサービスに基づきクラウドサービスプロバイダから提供される物理的又は仮想的な全てのリソース。

#### (5) 業務・情報システムの概要

本サービスを利用する業務の概要は別紙「クラウドストレージ利用概念図」のとおりである。

#### (6) 契約期間

契約締結日から1年

本調達における契約期間終了後も、本サービスの契約期間終了前に契約の延長又は他のクラウドサービスブローカへの引継ぎ等を実施することにより、本サービスをそのまま継続利用することを想定している。ただし、本サービスに支障を来さず、かつ次期調達に支障を来さないスケジュールで実施する限り、契約期間中、基金の承認を得て、クラウドサービスブローカの負担においてほかのクラウドサービスへの移行を実施することは妨げない。

#### (7) 運用開始時期

本サービスの運用開始時期は、令和2年3月中旬を予定する。

#### (8) 担当課室・連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は以下のとおり。

〒101-8506

東京都千代田区内神田 1-1-12

独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課

03-3294-4490 (直通)

## 2. 当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項

### (1) 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次表のとおりである。

表 2 本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

No	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	本調達	一般競争入札	入札公告：令和 2 年 3 月 落札者決定：令和 2 年 3 月 契約期間：契約締結日から 1 年	

### (2) 調達案件間の入札制限

相互けん制による関連業務間の入札制限はない。

## 3. クラウドストレージサービスに求める要件

本調達において導入するクラウドサービスについては、以下の各要件を満たすこと。

### (1) クラウドサービス環境に関する要件

- 1 導入するクラウドサービスは十分な稼働実績を有し、運用の自動化やサービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に積極的かつ継続的な投資が行われているクラウドサービスであること。
- 2 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスであること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- 3 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
  - (ア) ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
  - (イ) セキュリティに係る内部統制の保証報告書 (SOC 報告書 (Service Organization Control Report))
  - (ウ) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書 (クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 言明書等)
  - (エ) 米国 FedRAMP の認証
- 4 クラウドサービスを提供するデータセンターは、日本データセンター協会制定のデータセンターファシリティスタンダード (JDCCFS) の、基準項目及び推奨項目の「ティア 3」以上に準拠した施設を利用していること。
- 5 本調達で整備するクラウドサービスは、5 年以上継続して利用が可能なこと。
- 6 クラウドサービスにおいて個人情報又は基金における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター (バックアップセンターを含む。) は国内に限ること。
- 7 基金の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。

- と。
- 8 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。
  - 9 クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
  - 10 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
  - 11 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。
  - 12 従って、基金が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
  - 13 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
  - 14 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の1年以上前が望ましい。）に担当部署へ通知すること。
  - 15 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された基金のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
  - 16 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存すること。
  - 17 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
  - 18 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者により外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者による「業務の再委託における情報セキュリティの確保」に係る措置を講ずること。
    - (ア) 受託者は、本調達の一部を再委託（再委託先の事業者が受託した業務の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。）する場合には、再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、基金の許可を得ること。
    - (イ) 受託者は、本調達に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。
    - (ウ) 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。
  - 19 クラウドサービスにおける脆（ぜい）弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
  - 20 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示すること。なお、基金の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。
  - 21 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセ

ス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。なお、暗号化等に関する技術は、電子政府推奨暗号リストに適合するものとする。

- 22 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- 23 本調達において、基金に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、サービス開始時までに関示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- 24 基金に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、基金において、当該情報を本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

## (2) クラウドサービスのセキュリティ管理機能に関する要件

- 1 ネットワーク侵入検知システム及びホスト侵入検知をファイアウォール、IPS、ウイルス対策ソフトウェア等で実施し、サンドボックス等の動的ヒューリスティック法による未知の不正プログラム対策を実施していること。
- 2 年 1 回以上の定期的なペネトレーションテストを実施し、脆弱性を調査し、問題点があれば、早急な対策を実施すること。
- 3 監査証跡を提供可能なこと。
- 4 マルチファクタ認証に対応し、VPN 経由でのリモート・ネットワーク・アクセスが可能なこと。
- 5 通信時、クラウドでの保管時いずれの場合でも電子政府推奨暗号リスト掲載の方式による暗号化を行うこと。
- 6 管理者がユーザの登録・削除、パスワード設定、特定のフォルダへのアクセス権限の設定を行えること。  
フォルダ/ファイルへのアクセス権限は、グループ単位/ユーザ単位で設定可能であること。各ユーザには、編集、削除、閲覧、ダウンロード、アップロード、リンク作成のアクセス権限が設定できること。
- 7 フォルダ及びファイルに対して実施した操作がどのようなものであったか、日時、ユーザ ID とともに CSV 形式でログ出力し、常時権限を有する者が閲覧、ダウンロード可能な形態で、1 年以上保管すること。
- 8 ユーザ別のアクセス数等の利用状況レポートを管理者が簡単な操作で作成し、CSV 形式で出力可能なこと。
- 9 Active Directory や LDAP のような認証基盤と連携可能であること。これにより、シングルサインオン環境を構築することも可能であること。
- 10 バックアップ/レプリケーションをリアルタイムで遠隔地の DC に保管し、災害復旧で活用可能なこと。

### (3) クラウドサービスのエンドユーザ向け機能に関する要件

- 1 ファイル保管ストレージの容量を無制限に利用できること。
- 2 ファイルサイズは5Gまで許容されること。
- 3 利用者50名以上をユーザとできること。
- 4 一時的な外部利用者（招待者）を無償で無制限に登録可能なこと。
- 5 操作マニュアル、説明書、画面ユーザインターフェースは日本語に対応しており、事前の学習なしで、直感的に操作・利用できること。
- 6 複数のユーザで同一ファイルの編集・削除を行うことができないように排他制御されること。
- 7 フォルダ又はファイルを指定したユーザで共有可能なこと。指定したユーザ以外はアクセスが制限されること。
- 8 デバイスにインストールされていないアプリケーションで作成されたドキュメントであっても内容の閲覧が可能なこと。
- 9 Windows、iOS、Android、モバイルブラウザのスマートフォン・タブレット端末及び Edge、Chrome、FireFox の PC 端末で利用可能なこと。
- 10 アクセス権限をもつ複数のフォルダ/ファイルに対し、一括してファイル記載内容についてのキーワードによる素早い検索が可能なこと。

### (4) クラウドサービスの引継ぎに関する要件

受注者は、本契約の終了後に他のクラウドサービスブローカーがクラウドサービスを受注した場合には、当該他のクラウドサービスブローカーに対し、クラウドサービスを原則としてそのまま引き継ぐこと。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて受注者とクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引き渡し等クラウドの引継ぎを行うこと。また、当該クラウドの引継ぎに遺漏が無いよう、引継ぎのための手順等を整備しておくこと。

## 4. 作業の実施内容に関する事項

### (1) 作業の内容

受注者は基金の本サービス管理者からの問合せがある場合には、支援を行うこと。想定する問合せはサービス利用開始直後のマニュアル記載内容、設定等の操作面を数回程度、契約・手続き等に関するものを数回程度想定すること。

### (2) 納品物

#### ア 成果物

受注者は、基金がクラウドストレージサービスの利用に当たり必要とする以下ドキュメントをサービス提供開始日までに納品すること。

設定マニュアル（管理者用）

利用マニュアル（エンドユーザ用）

## イ 納品方法

- 1 受注者は契約締結後、定められた期日までに納品物を提出すること。
- 2 納品物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- 3 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。
- 4 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（J I S）の規定に準拠すること。
- 5 納品物は紙媒体及び電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、基金から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は 2 部、電磁的記録媒体は 2 部を納品すること。
- 6 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。また、差し替え作業は原則として受注者によって行う。ただし、基金が別に納入形式や差替え方法を指定した場合は、この限りではない。
- 7 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019 で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、納品すること。ただし、基金が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- 8 納品物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 9 電磁的記録媒体により納入する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義更新日、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

## ウ 納品場所

原則として、納品物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、基金が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒101-8506

東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 5 階

独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課

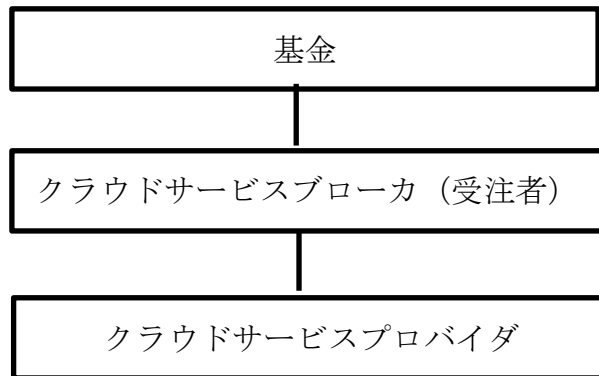
03-3294-4490（直通）



## 5. 作業の実施体制・方法に関する事項

### (1) 作業実施体制

プロジェクトの推進体制及び本件受注者に求める作業実施体制は次の図のとおりである。



### (2) 管理体制

- 1 本調達の実施に当たり、信用基金の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- 2 本サービスに基金の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、基金と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- 3 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、本調達の実施場所、本調達従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

### (3) 作業の管理に関する要領

- 1 受注者は、コミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。なお、コミュニケーション管理にあたっては、関係者間での適切な情報共有に留意し、電話、電子メール等の手段により、適時的確な情報連絡に努めること。コミュニケーションは、必ず記録に残る形で実施すること。電話・口頭のみで文書に記録を残らない方法は認めない。
- 2 契約期間内においては、基金及び関連事業者からの問い合わせ等について、一元的に対応可能な問合せ対応窓口の体制を作り、可能な限り対応すること。

## 6. 作業の実施に当たっての遵守事項

### (1) 機密保持、資料の取扱い

- (1) 受注者は、本調達において、基金が提供する資料及び情報等については、外部に漏えいしないよう厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、作業完了後、基金に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を、提出すること。
- (2) 受注者は、本調達の実施の過程で基金が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本調達の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、本調達を実施するに当たり、基金から入手した資料等については適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
  - ・必要以上の複製はしないこと。
  - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに基金に返却すること。
  - ・受注業務完了後、情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を基金へ提出すること。
- (4) 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、基金が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

### (2) 遵守する法令等

#### ア 法令等の遵守

- 1 「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」の最新版を遵守すること。なお、「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」は非公表であるが、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程」の開示については、契約締結後、受注者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。  
以下の受注する業務に関連した基金内規程等を遵守すること。なお、契約締結後、受注者が基金に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。
- 2 受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。
- 3 受注者が実施する作業等に使用する作業場所は、受注者の責任において用意し、事前に発注者の承認を得ること。また、基金内の作業場所を使用する場合は、発注者と協議の上、発注者が規定する必要な手続きを実施し、承諾を得なければならない。

### (3) 情報セキュリティ管理

受注者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出し、基金の承認を得ること。

- 1 基金から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

- 2 本調達の実施に当たり、受注者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正が加えられないための管理体制が整備されていること。
- 3 受注者の資本関係・役員等の情報、本調達の実施場所、本調達従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- 4 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- 5 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、基金へ報告すること。
- 6 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、基金の承認を受けた上で実施すること。
- 7 基金が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- 8 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- 9 基金から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- 10 基金から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- 11 本調達において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに信用基金に報告すること。

## 7. 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- 1 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、受注者が調達の情報システム開発の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、予め書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、基金が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て基金に帰属するものとする。また、基金は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- 2 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- 4 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について基金の承認を得ることとし、基金は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- 5 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が

専ら基金の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、基金に係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

## 8. 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加要件

#### ア 公的な資格や認証等の取得

- 1 受注者の担当事業所は、プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。
- 2 本調達に応札するクラウドサービスについて本調達仕様書に示す各要件を満たすものであることをあらかじめ担保すること。  
なお、要件とは前述の「3. クラウドストレージサービスに求める要件」を指す。

### (2) 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、応札希望者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

- ① 前年度及び今年度の「最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務」の受注事業者。
- ② 本件調達仕様書の作成に直接関与した事業者。

## 9. 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。なお、クラウドサービスプロバイダは再委託先とは扱わない。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。

### (2) 承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、予め再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。なお、再委託の相手方は「8（2）入札制限」の対象となる

事業者でないこと。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

## 10. その他特記事項

- 1 基金全体管理組織 (PMO)、最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官 (CIO 補佐官) が担当課室に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。
- 2 受注者は、電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含む。)に従うこと。

(別紙)

## クラウドファイルストレージ利用概念図

